

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人 和（なごみ）（以下、事業者という。）が設置運営するグループホームじぶんち（以下、事業所という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、入居者の自立した生活を地域社会において営むことができるように、円滑な事業の運営を図ることを目的とする。

第2条（事業目的）

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

第3条（運営方針）

本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護という。）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、入居者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 事業者は指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、入居者・入居者の家族、事業所の所在する市町村の職員、地域住民の代表等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2か月に1回程度運営推進会議からの必要要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。
- 4 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 入居者及びその入居者代理人に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 7 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 8 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

第4条（事業所の名称等）

名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームじぶんち
- (2) 所在地 知立市谷田町南屋下88番地2

第5条（従事者の職種、員数及び職務内容）

本事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

以下、常勤とは正規職員または非正規職員：常勤パートで1日8時間、週5日（一ヶ月単位の変形労働制）で勤務する職員をいう。

（1）管理者 1名（常勤、兼務）

管理者は、業務の管理及び従事者等の管理を一元的に行う。

（2）計画作成担当者 1名（非常勤、介護従事者兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

（3）介護従事者 7名以上（人員に関する基準を満たす人数、兼務・非正規も含む）

介護職員 常勤：5名以上（兼務2名含む）・非常勤：2名以上（兼務2名）

看護職員 非常勤：2名（看護師）（兼務1名含む）

介護従事者は、介護計画に基づき、入居者に対し必要な介護及び支援を行う。
夜間及び深夜の時間帯（21:30～翌6:00）は、常時1人以上配置する。

第6条（利用定員）

利用定員は、9名とする。

第7条（介護の提供内容）

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供内容は次のとおりとする。

- （1）入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- （2）日常生活上の世話
- （3）日常生活の中での機能訓練
- （4）相談、援助

第8条（介護計画の作成等）

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、入居者及び入居者代理人に対し、当該計画の内容を面談の上、説明し同意を得る。
- 3 入居者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

第9条（利用料等）

本事業が提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入居者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

（1）家賃 55,000円/月

（2）食材料費 1,400円/日

(朝食 300 円 昼食 550 円 (おやつ代含) 夕食 550 円)

(3) 水道光熱費 16,000 円/月

(4) 日常生活費 10,000 円/月

(5) その他日常生活において通常必要となる費用で入居者が負担することが適当と認められる費用は実費

- 2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、自動口座引落とし、または銀行振込みにより指定期日までに受ける。
- 4 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合において、入居者又は入居者代理人から利用料の支払いを受けたときは、入居者が償還払いを受けることができるように、入居者又は入居者代理人に対してサービス提供証明書を交付する。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載する。

第 10 条 (入退居に当たっての留意事項)

指定 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者 (要支援 2) であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 知立市在住の方であること。
 - (2) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (3) 自傷他害のおそれがないこと。
 - (4) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後、入居者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居していただく場合がある。
 - 3 退居に際しては、入居者及び入居者代理人の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

第 11 条 (秘密の保持)

事業者は、業務上知り得た契約者、入居者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書 (情報提供同意書) により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

- 2 従事者は業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持しなければならない。

第 12 条 (苦情解決)

入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者及び入居者代理人に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

第 13 条（損害賠償）

入居者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。
- 3 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。
- 4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

第 14 条（衛生管理）

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従事者は、感染症等に関する知識の習得に努める。事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 感染症の発生及び蔓延防止等に関する取り組みを徹底するため、委員会を設置し、年 4 回以上開催する。指針・マニュアルの見直し、現状の確認、今後の発生対策、研修（シュミレーションも含む）等について話し合い、実施する。

第 15 条（緊急時における対応策）

従事者は、入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医または協力医療機関に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定める。
- 3 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努める。
- 4 事業所は、入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入居者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 5 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

第 16 条（災害、非常時への対応）

事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 事業所は、消防法令に基づき、消防計画をたて、従事者及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年 4 回実施する。そのうち年 1 回以上は総合訓練を実施するものとする。
- 3 入居者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、コードレス電話等最も適切な方法で、従事者に事態の発生を知らせるものとする。
- 4 事業所の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。

第 17 条（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

2 従事者は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めたりするなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 現に受けているサービスが受けられない旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該利用者を無視すること

3 事業者は虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話設置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 18 条（身体拘束等）

事業者及び従事者は、入居者の身体拘束を行ってはならない。万一、入居者又は他の入居者、従事者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得なく、他に代替手段がない場合に入居者代理人の「入居者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束を行う。

- 2 身体的拘束等の適正化のための指針、現状の確認、研修等について話し合い、実施する。
- 3 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

第 19 条（運営推進会議）

事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、入居者、入居者代理人、町内会役員、民生委員、市の担当職員もしくは事業所が存在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び認知症対応型共同生活介護事業についての知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び入居者に対して適切なサービスが行われているのかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

第20条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第21条（その他運営に関する留意事項）

厚生労働省が定める事業者にかかる情報の開示を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

- 2 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 全体研修 年11回

- 3 リスクマネジメント委員会を設置し、月に1回開催する。

以下の内容について、現状を把握・検討し、発生またはその再発を防止する。必要時は指針、マニュアル等を改正する。また、その内容を全職員に周知徹底を図る。

- ① 事故発生の防止と発生時の適切な対応（ヒヤリハット・事故報告書分析）
- ② 身体拘束廃止
- ③ 虐待防止
- ④ ハラスメント対策
- ⑤ 職員への啓発や研修内容 研修は年2回以上

- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、入居者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
入居者に対するサービスの提供に関する記録はその完結の日から5年間保存する。

附 則

- この規程は、平成21年2月1日から施行する。
- この規程は、平成25年9月1日より改定する。
- この規程は、平成26年4月1日より改定する。
- この規程は、平成27年4月1日より改定する。
- この規程は、平成27年8月1日より改定する。
- この規程は、平成28年4月1日より改定する。
- この規程は、平成28年11月1日より改定する。
- この規程は、平成30年4月1日より改定する。
- この規程は、平成31年4月1日より改定する。
- この規程は、令和2年9月1日より改定する。
- この規程は、令和3年4月1日より改定する。
- この規程は、令和3年8月1日より改定する。
- この規定は、令和6年4月1日より改定する。
- この規定は、令和7年4月1日より改定する。
- この規定は、令和7年11月1日より改定する。
- この規定は、令和7年12月1日より改定する。
- この規定は、令和8年6月1日より改定する。